



山梨労働局発表

平成24年9月4日

県内企業3社を認定。くるみん企業は12社に！！ —医療法人山角会、株式会社エノモト、株式会社ミヨシを新規認定—

1 新規認定について

山梨労働局（局長 山口晃）は、次世代育成支援対策推進法に基づき、**医療法人山角会、株式会社エノモト及び株式会社ミヨシ**の3社を新たに認定しました。これにより、山梨県内の認定企業は12社となりました（各社の取組内容については裏面参照）。

認定とは、子育てしやすい職場環境の整備や子育て中ではない従業員も含めた多様な労働条件の整備などを目標とする一般事業主行動計画を策定・実行し、**①計画に定めた目標を達成、②男性の育児休業等取得者がいること**などの「認定基準」（別添資料1）を満たした企業が、申請を行うことにより都道府県労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、**次世代認定マーク**（愛称「くるみん」）を求人広告や商品などに付け、「子育てサポート企業」であることを内外にアピールすることができます。

企業イメージの向上、従業員のモラルアップや、それに伴う**生産性の向上、優秀な人材の確保**などにつながることが期待されます。

2 認定通知書交付式について

山梨労働局長より認定企業に対し、次のとおり認定通知書の交付を行います。

日 時	9月5日（水）14時00分
場 所	山梨労働局 局長室（3階）



3 一般事業主行動計画策定・届出状況について

一般事業主行動計画を策定・届出、公表・周知している県内企業は、平成24年8月末現在515社です。平成22年4月1日から101～300人の企業にも届出等が義務化されましたが、22年度末と比べ、49社増加しています。

内訳をみると、義務企業（労働者数101人以上の企業）からの届出は、257社（届出率100%）、努力義務企業（労働者数100人以下の企業）からの届出は、258社となっています。

（平成24年8月末現在。別添資料2・3参照）

山梨労働局では、企業規模を問わず、より多くの企業が認定を目指して取り組むよう、今後とも一般事業主行動計画の策定・届出・実行の促進のために働きかけるとともに、広く周知を行っていきます。

医療法人山角会の取組内容

- 1 行動計画の期間
平成22年4月1日～平成24年3月31日（2年間）
- 2 行動計画の内容
目標 平成24年3月までに、小学生未満の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる所定外労働の免除制度を導入する。
- 3 認定基準の主な達成状況
 - ☆ 子の看護休暇を男性が取得
 - ☆ 女性の育児休業取得率100%
 - ☆ 小学生未満の子を持つ職員を対象とする所定外労働の免除制度を導入（※育児・介護休業法では努力義務）

株式会社エノモトの取組内容

- 1 行動計画の期間
平成22年4月1日～平成24年3月31日（2年間）
- 2 行動計画の内容
目標1 男性社員の育児休業の取得促進
男性社員の取得者数：計画期間中に1人以上とする
目標2 年次有給休暇の取得促進
- 3 認定基準の主な達成状況
 - ☆ 男性労働者3名が育児休業を取得
 - ☆ 女性の育児休業取得率100%
 - ☆ 年次有給休暇取得率 平成22年度42%→23年度50%

株式会社ミヨシの取組内容

- 1 行動計画の期間
平成21年7月1日～平成24年3月31日
- 2 行動計画の内容
目標1 両立支援に関する社内制度の新設と現行制度の充実
目標2 所定外労働の低減
目標3 両立支援に関する社内制度の周知
目標4 「子ども参観日」の実施
目標5 花、仕事に対する理解の浸透
- 3 認定基準の主な達成状況
 - ☆ 子の看護休暇を男性（4名）が取得
 - ☆ 女性の育児休業取得率100%
 - ☆ 子の看護休暇の有給扱い日数を拡大
 - ☆ 休業者の能力開発、向上を目的とした『育児・介護休業者職場復帰プログラム』を策定、実施

★山梨労働局のホームページURL <http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



★厚生労働省のホームページURL http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ki_juntekigou/index.html

添付資料1 認定とは

資料2 一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知は義務です！！

資料3 県内の一般事業主行動計画策定・取組状況